

財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 28 号

財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例（昭和 39 年岩手県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="197 483 745 515">財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例</p> <p data-bbox="159 531 248 563">(趣旨)</p> <p data-bbox="114 579 1106 659">第 1 条 この条例は、財産を交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸付けすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="159 722 416 754">(普通財産の貸付け)</p> <p data-bbox="114 770 1106 850">第 4 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p data-bbox="147 866 304 898">(1) [略]</p> <p data-bbox="147 1010 304 1042">(2) [略]</p> <p data-bbox="147 1058 304 1090">(3) [略]</p> <p data-bbox="147 1106 304 1137">(4) [略]</p> <p data-bbox="147 1153 1106 1281">(5) 県に普通財産を寄附し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付けることを条件として、<u>県の財産</u>を貸し付ける場合で知事が特にその必要を認めるとき。</p> <p data-bbox="147 1297 304 1329">(6) [略]</p>	<p data-bbox="1205 483 1753 515">財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例</p> <p data-bbox="1164 531 1254 563">(趣旨)</p> <p data-bbox="1120 579 2112 707">第 1 条 この条例は、財産を交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、貸し付け、若しくはこれに私権を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1164 722 1451 754">(普通財産の貸付け等)</p> <p data-bbox="1120 770 2112 850">第 4 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p data-bbox="1153 866 1310 898">(1) [略]</p> <p data-bbox="1153 914 2112 994">(2) <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条第 2 項の規定に該当するとき。</u></p> <p data-bbox="1153 1010 1310 1042">(3) [略]</p> <p data-bbox="1153 1058 1310 1090">(4) [略]</p> <p data-bbox="1153 1106 1310 1137">(5) [略]</p> <p data-bbox="1153 1153 2112 1281">(6) 県に<u>財産</u>を寄附し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付けることを条件として、<u>普通財産</u>を貸し付ける場合で知事が特にその必要を認めるとき。</p> <p data-bbox="1153 1297 1310 1329">(7) [略]</p> <p data-bbox="1120 1345 2033 1377"><u>2 前項の規定は、普通財産に私権を設定する場合について準用する。</u></p> <p data-bbox="1164 1393 1456 1425"><u>(行政財産の貸付け等)</u></p>

第5条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に該当する場合で、国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条第2項の規定に該当するとき。

(3) 地震、火災、水害、津波等の災害により行政財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めるときその他これに準ずる場合で知事が特にその必要を認めるとき。

2 前項（第2号に係る部分を除く。）の規定は、行政財産に地上権又は地役権を設定する場合について準用する。

(物品の交換)

第6条 [略]

(物品の譲渡)

第7条 [略]

(物品の貸付け)

第8条 [略]

(補則)

第9条 [略]

(物品の交換)

第5条 [略]

(物品の譲渡)

第6条 [略]

(物品の貸付け)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。